

滋賀大学経済学部出版助成に関する申し合わせ

(目的)

1. 本申し合わせに定める出版助成とは、滋賀大学経済学部における学術研究活動を支援し、その公開を促進することを目的とする。

(申請資格)

2. 出版助成の対象者と対象研究は次にあげるものとする。

- (1) 本学部専任教員による学術専門研究。ただし、定年退職（早期退職を含む）後 2 年間は申請を認める。
- (2) 共同研究（共著）のばあい、本学部専任教員が研究代表者（編者、または主たる執筆者）であることとする。

(対象経費)

3. 助成の対象となる経費は、出版に必要な直接経費（組版代、製版代、印刷代、用紙代、製本代等）とし、編集、校正等の付帯経費は除く。

(助成額)

4. 1 件の助成額は出版直接経費の 2/3 以内で 100 万円を上限とし、年間の助成総額を 200 万円以内とする。

(採択件数)

5. 原則として、年間 2 件の助成をおこなう。ただし、同一年度の助成の総額が 200 万円を下回るばあいは、さらに助成件数を増やすことができる。

(印税)

6. 初版については、執筆者は印税の受領をおこなわない。2 刷以降に印税が発生したときは、助成額に達するまでを、印税から滋賀大学経済学会に寄付することとする。

(申請方法)

7. 助成を希望する教員は、次に定める書類を作成して申請することとする。

- (1) 申請書
- (2) 出版原稿
- (3) 出版社との契約書（または、それに代わる書類）

(審査組織)

8. 申請書類は滋賀大学経済経営研究所運営委員会において厳格な審査を受ける。

(審査方法)

9. 滋賀大学経済経営研究所運営委員会は、出版原稿を 3 名の審査者（うち 2 名以上を学外専門研究者とする）に審査依頼し、その所見にもとづいて助成対象を決定する。それぞれの審査者は、提出された原稿が当該研究分野の現状においてどのように評価されるのかを明確に記すこととする。

(義務)

10. 出版する図書は、出版社の作成した計画にしたがって必ず刊行し、それには滋賀大学経済学会からの助成を受けたことを明記すること。刊行物はその 1 部を滋賀大学経済学部に提出し、また 5 部を滋賀大学附属図書館に寄贈すること。

備考：この出版助成により刊行した図書は、公開の合評会をおこない、また『彦根論叢』にその書評を掲載するものとする。